

株 主 各 位

大阪市中央区南本町三丁目6番14号

北恵株式会社

代表取締役社長 北村良一

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年2月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年2月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアール大阪2階 安土の間

※開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第57期（平成26年11月21日から平成27年11月20日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第57期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kitakei.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事 業 報 告

（平成26年11月21日から）
（平成27年11月20日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に企業収益や雇用情勢に改善傾向が続き、個人消費は緩やかな回復基調が見られたものの、中国をはじめとする新興国経済の減速などの海外景気の下振れリスクが懸念されるなか、不透明な状況での推移となりました。

当住宅関連業界におきましても、住宅ローン減税の拡充や省エネ住宅ポイント制度の実施に加え、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の拡充などの政府による各種施策により、新設住宅着工戸数は回復基調で推移いたしました。しかしながら、当社グループの主たる市場である持家住宅および分譲一戸建住宅につきましては、一部で消費増税による反動減からの回復の兆しが感じられたものの、足取りは重く厳しい市場環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは新規取引先開拓の推進や工事機能の充実を図るとともに、外壁工事や住設工事を中心とした工事売上の拡大、キッチン・ユニットバスなどの住宅設備機器やオリジナル商品の販売に注力するなど、経営資源の活用と経営効率の向上を最重点課題として取組み、業績の向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は473億83百万円（前期比3.2%減）、営業利益は、仕入コストの上昇による売上高総利益率の低下により5億84百万円（前期比34.5%減）、経常利益は6億87百万円（前期比30.4%減）、当期純利益は4億61百万円（前期比18.0%減）となりました。

当連結会計年度の品目別売上高状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	品 目 別	売 上 高	構 成 比
商 品	木 質 建 材	4,475	9.4 %
	非 木 質 建 材	3,031	6.4
	合 板	2,057	4.3
	木 材 製 品	1,862	3.9
	住 宅 設 備 機 器	11,366	24.0
	施 工 付 販 売	4,206	8.9
	そ の 他	3,345	7.1
	小 計	30,344	64.0
工 事	完 成 工 事 高	17,039	36.0
合	計	47,383	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は56百万円であり、その主なものは新基幹システムに係るソフトウェアおよび器具備品であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、米国等の経済回復により海外経済は持ち直しの傾向が見込まれることに加え、国内企業の業績や雇用情勢の堅調さにともない個人消費も緩やかながら回復が予想されますが、新興国経済の減速などのリスクが残るため、不透明感を抱えた状況で推移するものと思われま

す。当住宅関連業界におきましては、緩和的な金融環境や住宅市場活性化を目的とした政府による各種施策は継続実施されるものの、平成29年4月に実施予定の消費税増税が控えていることなどもあり、新設住宅着工戸数は不透明な部分が残る状況で推移するものと予想されます。

当社グループといたしましては、このような状況を十分認識し、引き続き新規取引先の開拓、外壁工事や住設工事などの工事売上の拡大、環境、省エネをテーマとした住宅設備機器やオリジナル商品の拡販を行うとともに、工事機能のさらなる充実に努めてまいります。

今後も経営資源の活用と経営効率の向上を最重点課題として取組み、業績の向上を目指す所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第 54 期 平成24年11月期	第 55 期 平成25年11月期	第 56 期 平成26年11月期	第 57 期 (当連結会計年度) 平成27年11月期
売 上 高(百万円)	42,858	46,613	48,958	47,383
経 常 利 益(百万円)	721	938	986	687
当 期 純 利 益(百万円)	367	533	562	461
1株当たり当期純利益(円)	39.63	57.47	60.65	49.73
総 資 産(百万円)	18,956	20,837	21,661	22,177
純 資 産(百万円)	8,921	9,474	9,946	10,143

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
福 住 株 式 会 社	10百万円	100%	各種建築資材等の販売

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社および連結子会社1社（福住株式会社）で構成されており、木材店、建材店、工務店、住宅会社等の取引先に対して新建材、住宅設備機器等の商品販売および上記取引先から工事請負を行っております。

主要商品等は次のとおりであります。

品 目 別	主 要 商 品 等
木 質 建 材	ユニットドア、クローゼット、フロア、収納ユニット、階段セット
非 木 質 建 材	石膏ボード、断熱材、屋根材、不燃ボード、サイディング
合 板	ラワン合板、針葉樹合板
木 材 製 品	木材構造材、木材造作材、フローリング
住 宅 設 備 機 器	システムキッチン、ユニットバス、洗面ユニット、トイレ、空調機器、燃焼機器、太陽光発電パネル
施 工 付 販 売	外壁工事、住設工事、屋根工事、構造躯体工事、内装工事、サッシ工事、太陽光発電システム
完 成 工 事 高	
そ の 他	サッシ、エクステリア、化成品、建築金物、建築道具

(注) 施工付販売……仕入メーカーの責任施工により行っている工事
完成工事高……当社の手配による下請工事業者により行っている工事

(12) 主要な事業所

① 当 社

本 社 大阪市中央区

営 業 所 埼玉、東京、横浜、千葉、甲府、静岡、金沢、名古屋、岐阜、滋賀、京都、奈良、大阪中央、阪和、兵庫、岡山、高松、福岡、鳥栖、熊本

(注) 平成27年11月21日付で、仙台出張所を仙台営業所として開設いたしました。

② 子 会 社

福住株式会社

本 社 兵庫県姫路市

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
335名	10名増

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役および臨時従業員（パートタイマーおよび派遣社員）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
311名	10名増	39.3歳	12.0年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員（パートタイマーおよび派遣社員）および連結子会社への出向者は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,011,841株（自己株式732,881株を含む）
- (3) 株主数 2,102名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社ケイアンドエム	1,373	14.80%
北村良一	1,278	13.77%
北村三千子	810	8.73%
北恵社員持株会	499	5.39%
北村誠	481	5.18%
北村裕三	343	3.70%
堅智精	250	2.70%
株式会社りそな銀行	200	2.16%
三菱UFJ信託銀行株式会社	188	2.03%
株式会社百十四銀行	163	1.76%

(注) 持株比率は、自己株式（732,881株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 村 良 一	
専 務 取 締 役	堅 智 精	営業本部長
常 務 取 締 役	北 村 誠	管理本部長
取 締 役	竹 内 潔	管理本部副本部長兼総務部長
取 締 役	北 村 裕 三	営業企画部長
取 締 役	岸 本 規 正	近畿第二営業部長
取 締 役	山 内 昭 彦	東日本営業部長
取 締 役	中 村 均	近畿第一営業部長
取 締 役	森 信 静 治	弁護士、梅新法律事務所所長
常 勤 監 査 役	中 島 聖 晃	
監 査 役	駒 井 隆 生	税理士、駒井会計事務所代表者
監 査 役	酒 谷 佳 弘	公認会計士、ジャパン・マネジメン ト・コンサルティング株式会社代表 取締役、株式会社プレサンスコーポ レーション社外取締役（監査等委 員）、株式会社ワッツ社外監査役、 エスアールジータカミヤ株式会社社 外監査役、SHO-BI株式会社社 外監査役

- (注) 1. 取締役森信静治氏は、社外取締役であります。当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役駒井隆生氏および監査役酒谷佳弘氏は、社外監査役であります。当社は東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役駒井隆生氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の役員の異動
取締役の異動 森信静治（平成27年2月19日就任）
監査役の異動 坂本 修（平成27年2月19日任期満了により退任）
中島聖晃（平成27年2月19日就任）

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	9名	143,890千円（うち社外取締役1名 2,700千円）
監査役	4名	14,950千円（うち社外監査役2名 7,200千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金および役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、平成27年2月19日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に対して役員退職慰労金2,350千円を支給しております。なお、この金額には、当事業年度および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は、前記(1)に記載のとおりです。なお、いずれも当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森 信 静 治	平成27年2月19日就任以降開催の取締役会10回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	駒 井 隆 生	当事業年度開催の取締役会14回および監査役会16回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	酒 谷 佳 弘	当事業年度開催の取締役会14回および監査役会16回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

26,200千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,200千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が、平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）

② 処分内容

・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月

（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

③ 処分理由

ア 新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

イ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス規程を定め、周知徹底を図るとともに、法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として子会社も含めた内部通報制度を構築する。
 - ②子会社が当社のコンプライアンス規程と同等の規定を制定することを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制の構築を図る。
 - ③就業規則及び社内規程の遵守の徹底と、内部監査の充実を図り、職務の執行の適正性及び効率性を確保する。
 - ④重要事項等の決定については、必要に応じて、顧問弁護士等から助言及び指導を受け、適法性を確保する。
 - ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ②取締役及び監査役は、前号の文書等を常時閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスク管理規程を定め、個々のリスクについての責任部署を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ②リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、企業集団全体の業務の適正化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に基づき、各責任者が業務を遂行する。
 - ③関係会社管理規程に従い、子会社を管理する担当部署を置くとともに、企業集団全体の業務の効率的な遂行を図る。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の内部監査を定期的実施し、その結果について、担当取締役はコンプライアンス及び効率性の観点からの課題を把握し、その重要度に応じて取締役会に報告する。
 - ②子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役は、必要に応じて、内部監査室及び管理本部所属の使用人に、その職務の遂行の補助を委嘱することができる。その際、監査役が補助使用人に委嘱した職務については、取締役以下補助使用人の属する上長等の指揮命令を受けないこととし、これを当社内に徹底する。
 - ②前項の使用人に関する人事異動については、監査役と事前協議を行う。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社及び子会社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等から報告を受けた者は、法令及び定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実、その他経営及び業績に影響を及ぼす重要な事項について認識した場合には、監査役に遅滞なく報告し、監査役は監査役会に報告する。
 - ②監査役は、必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して業務に関する報告を求められることができるとともに、監査役会に関係者を出席させることができる。
 - ③当社及び子会社は、上記①②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利益処分は行わないものとする。
- (8) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催する。
 - ②監査役は、取締役、会計監査人及び内部監査室と適宜情報・意見交換を行う。
 - ③当社は、監査役職務執行について生じる費用又は債務（会計監査人・弁護士に相談する費用を含むがこれに限らない）については負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ①原則毎月、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する課題の把握に努めるとともに、必要に応じて勉強会を行いました。また、子会社も含めた内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。
- ②子会社も含めたリスク想定事項及びその対応策と進捗状況を取締役に報告するとともに、リスクの定期見直しを行いました。
- ③原則毎月、取締役会を開催し、月次業績の報告・検討や法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、子会社の業務執行の報告を受け、業務執行の監督を行いました。
- ④原則毎月、監査役会を開催し、監査方針・監査計画等を決定するとともに、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧を通じて監査を行いました。また、代表取締役との意見交換会の開催や取締役、会計監査人及び内部監査室と情報交換・意見交換を行いました。
- ⑤内部監査室は、内部監査計画に基づき当社の各部門の業務執行及び子会社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(平成27年11月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,331,294	流 動 負 債	10,760,920
現金及び預金	7,379,756	支払手形及び買掛金	7,391,904
受取手形及び売掛金	9,371,803	電子記録債務	2,548,628
有価証券	300,480	未払金	265,700
商 品	615,546	未払費用	259,309
未成工事支出金	568,903	未払法人税等	118,279
貯 蔵 品	3,542	役員賞与引当金	19,000
繰延税金資産	73,467	そ の 他	158,097
そ の 他	31,859	固 定 負 債	1,272,751
貸倒引当金	△ 14,063	預り保証金	675,232
固 定 資 産	3,845,733	繰延税金負債	117,927
有 形 固 定 資 産	1,679,381	役員退職慰労引当金	268,230
建物及び構築物	236,816	退職給付に係る負債	185,319
土 地	1,357,940	資産除去債務	16,243
そ の 他	84,625	そ の 他	9,798
無 形 固 定 資 産	178,852	負 債 合 計	12,033,672
そ の 他	178,852	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,987,499	株 主 資 本	9,983,158
投資有価証券	1,056,452	資 本 金	2,220,082
投資不動産	533,841	資 本 剰 余 金	2,851,408
そ の 他	431,976	利 益 剰 余 金	5,117,267
貸倒引当金	△ 34,770	自 己 株 式	△ 205,600
資 産 合 計	22,177,027	その他の包括利益累計額	160,197
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	245,017
		繰延ヘッジ損益	1,022
		退職給付に係る調整累計額	△ 85,842
		純 資 産 合 計	10,143,355
		負債及び純資産合計	22,177,027

連結損益計算書

(平成26年11月21日から
平成27年11月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高 商 品 売 上 高 完 成 工 事 高	30,344,010 17,039,044	47,383,055
売 上 原 価 商 品 売 上 原 価 完 成 工 事 原 価	27,087,618 15,519,604	42,607,223
売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益		4,775,831 4,191,228 584,603
営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 配 当 金 仕 入 割 引 受 取 賃 貸 料 そ の 他 営 業 外 収 益	6,714 12,226 113,454 31,476 38,891	202,762
営 業 外 費 用 支 払 利 息 売 上 割 引 賃 貸 原 価 そ の 他 営 業 外 費 用	157 85,970 6,554 7,525	100,207
経 常 利 益		687,158
特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 投 資 不 動 産 売 却 益	1,749 11,125 83,968	96,843
特 別 損 失 固 定 資 産 売 却 損 固 定 資 産 廃 棄 損	5,396 777	6,174
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 当 期 純 利 益	301,883 14,502	777,826 316,385 461,441 461,441

連結株主資本等変動計算書

(平成26年11月21日から
平成27年11月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	2,220,082	2,851,408	4,829,498	△205,513	9,695,475
会計方針の変更による 累積的影響額			△43,764		△43,764
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,220,082	2,851,408	4,785,734	△205,513	9,651,711
当期変動額					
剰余金の配当			△129,907		△129,907
当期純利益			461,441		461,441
自己株式の取得				△86	△86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	331,533	△86	331,447
当期末残高	2,220,082	2,851,408	5,117,267	△205,600	9,983,158

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	240,130	6,623	4,167	250,921	9,946,397
会計方針の変更による 累積的影響額					△43,764
会計方針の変更を反映した 当期首残高	240,130	6,623	4,167	250,921	9,902,633
当期変動額					
剰余金の配当					△129,907
当期純利益					461,441
自己株式の取得					△86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,887	△5,601	△90,010	△90,724	△90,724
当期変動額合計	4,887	△5,601	△90,010	△90,724	240,722
当期末残高	245,017	1,022	△85,842	160,197	10,143,355

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

1 社 福住株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

デリバティブ取引

時価法

た な 卸 資 産

商 品…先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

未 成 工 事 支 出 金…個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

貯 蔵 品…最終仕入による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数…建物 10～50年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

投資不動産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

主な耐用年数…建物 20～47年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

…工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事…工事完成基準

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ヘ ッ ジ 方 針

為替に係る相場変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で対象取引のヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、相場変動を完全に相殺するものと考えられるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ その他の連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

退職給付に係る会計処理の方法

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が55,839千円増加し、退職給付に係る資産が12,117千円、利益剰余金が43,764千円、それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 738,970千円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額 | 82,606千円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|--------------------------|------|-------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式数 | 普通株式 | 10,011,841株 |
| (2) 剰余金の配当に関する事項 | | |

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額
平成27年2月19日 定時株主総会	普通株式	129,907千円
1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
14円	平成26年11月20日	平成27年2月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額
平成28年2月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	129,905千円
1株当たりの配当額	基準日	効力発生日	
14円	平成27年11月20日	平成28年2月19日	

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性及び流動性の高い短期的な預金等を中心に行っております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から最適な手段を選択する方針であります。デリバティブは、輸入取引の為替リスクの回避のために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の信用リスクについては、与信管理手続規程に従い、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、経営状況をモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であります。

業務上の関係を有する企業の株式については、定期的に時価や取引先の財務状況を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を検討しております。また、余資運用の債券は、信用リスクを軽減するために、安全性の高いもののみを対象としております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引については、経理部において集中的に契約及び管理を行っており、取引の結果については取締役会にて報告を行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)※	時価(千円)※	差額(千円)
(1) 現金及び預金	7,379,756	7,379,756	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,371,803	9,371,803	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	199,788	△212
その他有価証券	1,153,555	1,153,555	—
(4) 支払手形及び買掛金	(7,391,904)	(7,391,904)	—
(5) 電子記録債務	(2,548,628)	(2,548,628)	—
(6) デリバティブ取引	1,525	1,525	—

※負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものではありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	ヘッジ対象	契約額等(千円)		時価(千円)
				契約額等のうち1年超(千円)	
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	84,258	—	1,525

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	3,376

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	7,379,756	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,371,803	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	100,000	100,000	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	200,000	—	—	—
(2) 社債	—	—	400,000	—
(3) その他	—	—	100,000	—
合計	17,051,559	100,000	500,000	—

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,093円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 49円73銭 |

貸借対照表

(平成27年11月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	18,163,388	流動負債	10,668,744
現金及び預金	7,248,704	支払手形	2,650,186
受取手形	2,063,967	電子記録債権	2,550,091
売掛金	7,267,472	買掛金	4,673,436
有価証券	300,480	未払金	255,269
商 品	607,713	未払費用	248,902
未成工事支出金	568,903	未払法人税等	117,499
貯 蔵 品	3,542	未払消費税等	77,017
繰延税金資産	73,463	未成工事入金	26,000
その他流動資産	33,677	前受金	51,006
貸倒引当金	△ 4,535	役員賞与引当金	19,000
固定資産	3,837,189	その他流動負債	333
有形固定資産	1,675,954	固定負債	1,186,908
建物	228,307	預り保証金	675,232
器具備品	75,099	繰延税金負債	158,696
土地	1,357,940	役員退職慰労引当金	268,230
その他有形固定資産	14,607	退職給付引当金	58,708
無形固定資産	178,571	資産除去債務	16,243
ソフトウェア	176,894	その他固定負債	9,798
その他無形固定資産	1,676	負債合計	11,855,653
投資その他の資産	1,982,663	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,056,452	株 主 資 本	9,898,885
関係会社株式	0	資 本 金	2,220,082
破産更生債権等	26,209	資 本 剰 余 金	2,851,408
差入保証金	79,643	資 本 準 備 金	2,850,892
敷 金	121,775	その他資本剰余金	516
保険積立金	175,524	利 益 剰 余 金	5,032,994
投資不動産	533,841	利 益 準 備 金	170,300
その他投資	16,424	その他利益剰余金	4,862,694
貸倒引当金	△ 27,207	固定資産圧縮積立金	452,741
資産合計	22,000,578	別 途 積 立 金	2,150,000
		繰越利益剰余金	2,259,952
		自 己 株 式	△ 205,600
		評価・換算差額等	246,040
		その他有価証券評価差額金	245,017
		繰延ヘッジ損益	1,022
		純 資 産 合 計	10,144,925
		負債及び純資産合計	22,000,578

損 益 計 算 書

(平成26年11月21日から
平成27年11月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
商 品 売 上 高	29,457,636	
完 成 工 事 高	17,039,044	46,496,680
売 上 原 価		
商 品 売 上 原 価	26,409,866	
完 成 工 事 原 価	15,519,604	41,929,470
売 上 総 利 益		4,567,209
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,995,743
営 業 利 益		571,465
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,525	
有 価 証 券 利 息	5,433	
受 取 配 当 金	12,220	
仕 入 割 引	106,865	
受 取 賃 貸 料	31,476	
そ の 他 営 業 外 収 益	38,688	196,208
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	157	
売 上 割 引	85,731	
賃 貸 原 価	6,554	
そ の 他 営 業 外 費 用	7,525	99,969
経 常 利 益		667,705
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,749	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11,125	
投 資 不 動 産 売 却 益	83,968	96,843
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5,396	
固 定 資 産 廃 棄 損	777	6,174
税 引 前 当 期 純 利 益		758,373
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	300,000	
法 人 税 等 調 整 額	14,458	314,458
当 期 純 利 益		443,915

株主資本等変動計算書

(平成26年11月21日から
平成27年11月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,220,082	2,850,892	516	2,851,408
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,220,082	2,850,892	516	2,851,408
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金				
固定資産圧縮積立金取崩額				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,220,082	2,850,892	516	2,851,408

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利益準備金	利 益 剰 余 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	170,300	434,975	2,150,000
会計方針の変更による 累積的影響額			
会計方針の変更を反映した 当期首残高	170,300	434,975	2,150,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金		22,692	
固定資産圧縮積立金取崩額		△4,926	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	17,766	—
当期末残高	170,300	452,741	2,150,000

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,007,475	4,762,750	△205,513	9,628,727
会計方針の変更による 累積的影響額	△43,764	△43,764		△43,764
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,963,711	4,718,986	△205,513	9,584,963
当期変動額				
剰余金の配当	△129,907	△129,907		△129,907
当期純利益	443,915	443,915		443,915
自己株式の取得			△86	△86
税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金	△22,692	—		—
固定資産圧縮積立金取崩額	4,926	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	296,241	314,007	△86	313,921
当期末残高	2,259,952	5,032,994	△205,600	9,898,885

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	240,130	6,623	246,753	9,875,481
会計方針の変更による 累積的影響額				△43,764
会計方針の変更を反映した 当期首残高	240,130	6,623	246,753	9,831,717
当期変動額				
剰余金の配当				△129,907
当期純利益				443,915
自己株式の取得				△86
税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金				—
固定資産圧縮積立金取崩額				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,887	△5,601	△713	△713
当期変動額合計	4,887	△5,601	△713	313,207
当期末残高	245,017	1,022	246,040	10,144,925

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式…移動平均法による原価法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

未成工事支出金…個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

貯 蔵 品…最終仕入による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数…建物 10～50年

無 形 固 定 資 産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

投資不動産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

主な耐用年数…建物 20～47年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が62,311千円増加し、前払年金費用が5,645千円、繰越利益剰余金が43,764千円、それぞれ減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
…工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
その他の工事…工事完成基準

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替に係る相場変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で対象取引のヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、相場変動を完全に相殺するものと考えられるため、ヘッジの有効性の判定は省略していません。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	729,394千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	82,606千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	216,820千円
短期金銭債務	1,804千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高の総額	592,820千円
営業取引以外の取引高の総額	2,727千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	732,881株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	9,264千円
未払賞与	41,338千円
その他	23,505千円
繰延税金資産（流動）小計	74,108千円
繰延税金負債（流動）	
その他	644千円
繰延税金負債（流動）小計	644千円
繰延税金資産（流動）純額	73,463千円
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	8,738千円
役員退職慰労引当金	87,077千円
長期前払費用	32,070千円
減損損失	143,846千円
関係会社株式評価損失	56,349千円
その他	52,633千円
繰延税金資産（固定）小計	380,717千円
評価性引当額	△226,911千円
繰延税金資産（固定）合計	153,805千円
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	215,036千円
その他有価証券評価差額金	93,518千円
その他	3,947千円
繰延税金負債（固定）小計	312,502千円
繰延税金負債（固定）純額	158,696千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年11月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年11月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が11,738千円、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,812千円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が9,885千円増加しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,093円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 47円84銭 |

独立監査人の監査報告書

平成28年1月15日

北 恵 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 尚 秀 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北恵株式会社の平成26年11月21日から平成27年11月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北恵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年 1月15日

北 恵 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 尚 秀 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北恵株式会社の平成26年11月21日から平成27年11月20日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年11月21日から平成27年11月20日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月19日

北恵株式会社 監査役会

常勤監査役 中 島 聖 晃 ㊟

社外監査役 駒 井 隆 生 ㊟

社外監査役 酒 谷 佳 弘 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を維持するとともに、業績および今後の事業展開のための内部留保等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式

1株につき金14円 総額 129,905,440円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年2月19日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	きたむらりょういち 北村良一 (昭和33年1月19日)	昭和55年4月 当社入社 昭和61年2月 取締役営業本部営業部長 昭和62年11月 代表取締役専務 昭和63年6月 代表取締役社長 平成10年11月 代表取締役社長兼営業本部長 平成11年11月 代表取締役社長（現任）	1,278,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	きた むら まこと 北 村 誠 (昭和35年10月20日)	昭和58年4月 当社入社 平成6年5月 東京第1営業部部長代理 平成7年11月 東日本営業部部長代理 平成10年5月 総務部長 平成12年2月 取締役総務部長 平成13年2月 取締役経理部長 平成13年5月 取締役経理部長兼経営企画室長 平成14年11月 取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長 平成16年2月 常務取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長 平成18年5月 常務取締役管理本部長兼経理部長 平成20年2月 常務取締役経営統括本部長 平成23年1月 常務取締役管理本部長兼経理部長 平成25年5月 常務取締役管理本部長 平成27年11月 常務取締役営業本部長兼営業企画部長 (現任)	481,044株
3	きた むら ゆう ぞう 北 村 裕 三 (昭和39年6月6日)	昭和62年4月 当社入社 平成15年8月 営業企画部副部長 平成20年1月 営業企画部長 平成20年2月 取締役営業企画部長 平成27年11月 取締役管理本部長 (現任)	343,579株
4	きし ちのり まさ 岸 本 規 正 (昭和38年8月18日)	昭和59年4月 当社入社 平成15年5月 西日本営業部長 平成17年11月 九州営業部長 平成22年11月 近畿営業部長 平成24年2月 取締役近畿営業部長 平成24年11月 取締役住宅資材部長 平成26年11月 取締役近畿第二営業部長 (現任)	7,000株
5	やま うち あき ひこ 山 内 昭 彦 (昭和38年6月25日)	昭和61年4月 当社入社 平成15年11月 近畿営業部副部長 平成19年11月 東日本営業部副部長 平成21年11月 東日本営業部長 平成24年2月 取締役東日本営業部長 (現任)	18,000株
6	なか むら ひとし 中 村 均 (昭和35年3月5日)	平成11年11月 当社入社 平成22年11月 住宅資材部長 平成24年11月 近畿営業部長 平成26年11月 取締役近畿第一営業部長 (現任)	4,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	もり のぶ せい じ 森 信 静 治 (昭和24年7月9日)	昭和53年4月 弁護士登録 昭和63年4月 梅新法律事務所開設 所長（現任） 平成16年4月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合 会理事 平成17年4月 大阪大学大学院法学研究科招聘教授 連携大学院客員教授 平成25年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成27年2月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 梅新法律事務所所長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森信静治氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 森信静治氏は、弁護士としての豊富な知識と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、森信静治氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役駒井隆生氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ておりません。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
こま い たか お 駒井隆生 (昭和30年12月13日)	昭和57年11月 駒井会計事務所入所 昭和61年2月 税理士登録 平成2年4月 駒井会計事務所代表者 平成16年2月 当社監査役(現任) 平成28年1月 税理士法人スマイル設立 代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人スマイル 代表社員	13,800株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 駒井隆生氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 駒井隆生氏は、税理士として財務および会計に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。
- なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
4. 当社は、社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、駒井隆生氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます堅 智精、竹内 潔の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
たて 堅 とも あき 智 精	昭和47年1月 当社取締役 平成12年2月 同 常務取締役 平成16年2月 同 専務取締役（現任）
たけ 竹 うち きよし 内 潔	平成20年2月 当社取締役（現任）

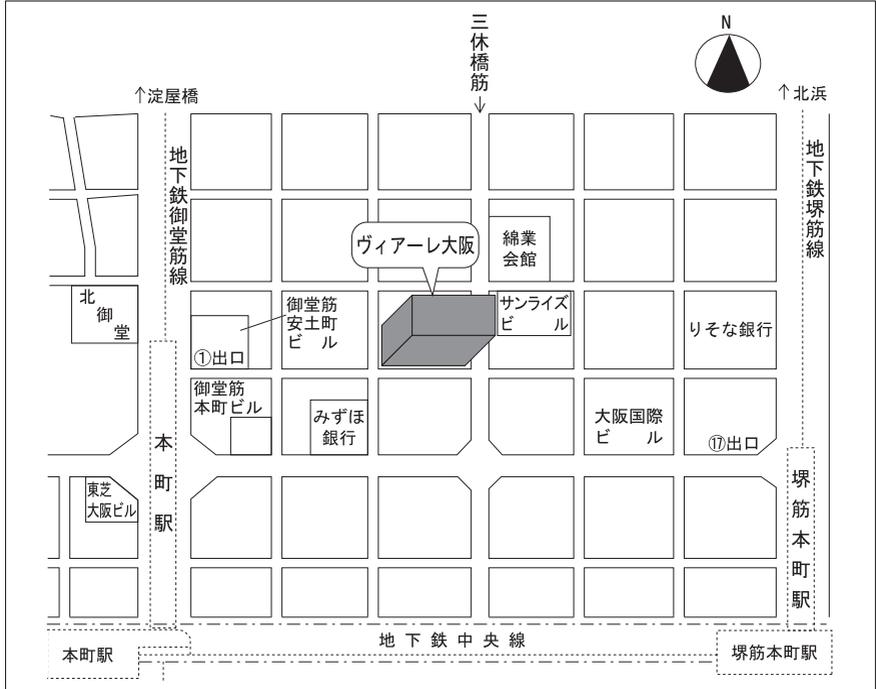
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町三丁目1番3号

ヴィアーレ大阪2階

安土の間



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①番出口
東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑱番出口
西へ徒歩5分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。